

資料編

資料編

1 策定経過

年月日		内容等
令和5年	10月18日	令和5年度松島町健康増進総合計画策定委員会 ・松島町健康増進総合計画策定の主旨（説明） ・松島町の健康指標、健康状態の現況（説明） ・アンケート調査について
	11月30日 ～12月19日	「松島町 健康づくりに関するアンケート調査」実施
令和6年	7月11日	令和6年度第1回松島町健康増進総合計画策定委員会 ・次期計画策定について ・松島町健康増進総合計画 目次構成（案）について ・健康づくりに関するアンケート調査結果の概要について
令和7年	1月17日	令和6年度第2回松島町健康増進総合計画策定委員会 ・松島町健康増進総合計画（案）の概要について ・健康増進計画の骨子について説明 ・自死対策計画の骨子について説明 ・計画の推進について
	1月24日 ～1月31日	パブリックコメントの実施

2 松島町健康増進総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に基づき松島町の健康増進に関わる総合計画である『松島町健康増進総合計画』(以下「計画」という。)を策定するため、松島町健康増進総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的の達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 職域団体関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 町民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集する。ただし最初に開かれる会議については、本条の規定に関わらず、町長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、会議において知り得た個人の情報を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は健康長寿課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

組織(第3条関係)

松島町健康増進総合計画策定委員会委員構成

委員は、次の者及び団体から推薦される者により構成する。

	団体等	区分	人数
1	大学等学識経験者	(1)	1
2	宮城県塩釜医師会	(2)	1
3	塩釜歯科医師会	(2)	1
4	宮城県塩釜保健所	(2)	1
5	松島町食生活改善推進委員会	(3)	1
6	通いの場参加運営経験者	(3)	1
7	松島町商工会	(4)	1
8	教育関係者	(5)	1
9	乳幼児を持つ保護者	(6)	1
10	一般町民代表	(6)	1

区分

(1)学識経験者

(2)保健及び医療関係者

(3)地域団体関係者

(4)職域団体関係者

(5)教育関係者

(6)町民

3 松島町自死対策本部設置要綱

(設置)

第1 この要綱は、自殺対策基本法(平成28年法律第11号)の理念に基づき、町民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、自死を防止するための施策(以下「自死対策」という。)の立案等を行うとともに、庁内及び関係機関との連携強化を図るため、松島町自死対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 対策本部は、自死対策に関する戦略を効果的に進めるため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自死対策の計画策定及び調整に関すること。
- (2) 自死対策における庁内及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 自死対策の啓発に関すること。
- (4) その他自死対策に関し必要な事項

(組織)

第3 対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長には町長を、副本部長には副町長及び教育長を充てる。

3 本部員は、松島町庁議設置規程(平成10年松島町訓令第2号)第2条第1項に規定する職員で組織する。

(自死対策戦略会議)

第4 対策本部は、所掌事項の遂行のため、自死対策戦略会議(以下「会議」という。)を主催する。

2 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

3 本部長は、会議の会務を総理し、会議の議長を務める。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者を出席させることができる。

(自死対策連絡部会)

第5 会議は、実行状況の把握等必要な事項を調査検討させるため、自死対策連絡部会(以下「連絡部会」という。)を設置できる。

2 連絡部会に部会長、幹事及び部員を置く。

3 部会長は健康長寿課長を、幹事には健康長寿課健康づくり班長をもって充てる。

4 部員は、対策本部員の指名する班長級の職にある者をもって充てる。

5 連絡部会は、部会において行った事項を会議に報告しなければならない。

(関係機関との連絡調整)

第6 第2第2号の連絡調整のため、関係機関による協議を実施するものとする。

2 関係機関は、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター運営協議会、母子保健推進連絡協議会等自死対策において効果及び実行性の高い機関を活用するものとする。

3 協議結果は、対策本部及び連絡会議に報告し、自死対策の計画立案等に活用するものとする。

(協議の実施)

第7 第6の協議は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、協議の運営をする。

3 幹事は、部会長を補佐し協議の記録を行う。

(事務局)

第8 連絡部会及び協議の庶務は、健康長寿課健康づくり班において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、自死対策において必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から実施する。

4 委員名簿

(敬称略)

	区 分	所 属・職 名	氏 名	備 考
1	学識経験者	東北福祉大学 健康科学部保健看護学科 教授	下山田 鮎美	
2	保健及び医療関係者	公益社団法人宮城県塩釜医師会 松島海岸診療所 所長	菅野 耀介	
3	保健及び医療関係者	一般社団法人塩釜歯科医師会 松島中央歯科医院 院長	大塚 敏	
4	保健及び医療関係者	宮城県塩釜保健所 統括技術次長	狩野 和枝	
5	地域団体関係者	松島町食生活改善推進員会 副会長	相澤 多恵子	
6	地域団体関係者	松島あるこう会 会長	土井 孝	
7	職域団体関係者	利府松島商工会青年部 部長	檜崎 勇祐	
8	教育関係者	松島町立松島第五小学校 養護教諭	菊地 千枝子	令和6年3月31日まで
			内海 未緒	令和6年4月1日から
9	町民	町民代表	鈴木 由美子	
10	町民	町民代表(乳幼児を持つ保護者)	相澤 貴子	

(任期:令和5年10月1日から令和7年3月31日まで)

松島町健康増進総合計画

健康増進計画

自死対策計画

発行年月：令和7年3月

発行：宮城県松島町



松島町 健康増進 総合計画

(健康増進計画・自死対策計画)

心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり